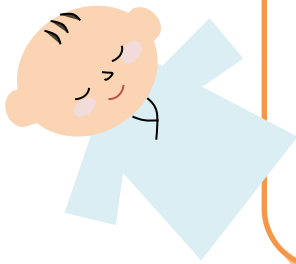


こんな時に使える 補助金できました！

育休から復帰しなくちゃいけないのに、
下の子の保育園落ちた。
どうしよう。。。。



→下のお子さんの預け先がないと上のお
子さんも保育園は退園になります。一時
預かりを使ってみては？



もうすぐ出産なのに、保育園に入れな
かった。。。。
検診の日や産前産後だけでも預けたい、..

→ 一時預かりで補助ありますよ。

保育園に入れなかったけど、一時預
かりを使ってもう働いています！

→補助対象かもしれません。条件
を確認してみてください。

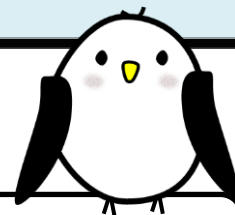


令和8年度

清瀬市一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金 (待機児童向け)

認可保育園等へ入園を申込しており、入園が不承諾となっているお子さんについて、保護者の就労と出産のため一時預かり事業（一般型）を利用している場合、保護者が一時預かり施設に支払った保育料の一部を助成します。

※ この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、内容が変更となる場合があります。



利用対象者

- 課税世帯
- 0歳児～2歳児クラス
- 就労中または出産

1 対象施設

- 清瀬市内一時預かり一般型「緊急一時預かり」実施施設

清瀬どろんこ保育園（5月開始）	子育て支援「あいあいの家」（4月開始）
中里どろんこ保育園（5月開始）	
すみれ保育園 （※令和8年6月頃より実施予定）	

※ 上記の対象施設以外での保育は補助対象となりません。開始時期以降が補助の対象となります。対象施設は今後、変更になる可能性があります。

2 補助対象者

- 下記のすべてに該当する方が補助の対象となります。□に✓してご確認ください。

- 補助を受ける月の初日時点で清瀬市の住民である。
- 市町村民税課税世帯である。
- 令和8年4月1日時点の年齢が0歳から2歳である。
- 利用児について現在、認可保育園等の入園を申込み中である。**
- 認可保育園、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等に在籍して利用していない。
- 利用月中に就労している（月12日・48時間以上）か、保護者が出産するためである。
- 一時預かり利用者負担額の減免決定を受けていない。

※ 3歳児クラス以上または0歳児～2歳児クラスで市町村民税非課税世帯の場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。（本制度とは別の制度で補助を受けます。）

※ 課税世帯であるかの判定は4月分～8月分は前年、9月分から翌年3月分は今年の市町村民税で判定します。

※ 1月1日現在に清瀬市外に居住されていた方は課税証明書の提出が必要です。

※ 認可保育園等の申込みについて、不承諾通知の有効期間内に限ります。また、入園申込み取下げ申請をされた場合や退園された場合は対象外です。

※ 利用者負担額の減免との併用はできません。

※ 利用児童の育休中に利用を開始された場合は利用開始月の月末までに復職することが必要です。補助金の申請時に復職証明書をご提出ください。

※ 認可保育園等の入園申込みをしていない方や入園の内定がされた方は対象外です。

3 補助金上限額

- 補助金の額は、以下の補助金上限額と保護者が対象施設に支払った月額保育料※を比べ、低い額が補助額（100円未満切り捨て）となります。
 - 補助金の対象は保育提供部分です。送迎やキャンセル料等の保育提供部分以外については対象外です。
- ※ 延長保育料を含む。入園料、給食費、通園バス代、おむつ代、シーツ・布団代等は除く。

補助金額

保育料の内、**月額最大42,000円**給付

4 補助金交付までの流れ

- 補助金は、償還払いとなります。利用料（保育料）は、一旦、保護者の皆様から各施設へのお支払い後、清瀬市子育て支援課へ請求をしていただき、清瀬市から補助を受けることとなります。（支払は年4回おこなっています。）



- 【提出物】**
- ① 清瀬市認可外保育施設等利用支援事業助成金交付申請書兼施設等利用費請求書（償還払い用）
 - ② 特定子ども・子育て支援の提供に関わる領収書兼提供証明書
※提供証明書については利用された施設が作成した証明書に限ります。
 - ③ 就労している場合、保護者の就労証明書または復職証明書等の勤務を証明する書類
※継続して利用しており内容に変更のない場合、2回目以降の申請時に省略可能。

5 申請書提出期限及び補助金支払スケジュール

- 支払は年4回おこなっています。

電子申請のURL

支払回	施設の利用月	市への申請書提出期限	支払予定日
第1回	4・5・6月	7月10日	8月末頃
第2回	7・8・9月	10月10日	11月末頃
第3回	10・11・12月	1月10日	2月末頃
第4回	1・2・3月	4月10日	5月末頃



※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします。

※提出期限までに請求書類の提出が間に合わなかった場合や書類等に不備があった場合は、次回以降の支払となります。

6 保育園等への入園申込み（子どものための教育・保育給付認定）

- 詳しくは「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」をご参照ください。

【提出物】： ① 子どものための教育・保育給付認定申請書（薄緑色の紙）
② 「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分 計2枚）

【提出期限】： 保育園入園希望月の前月の10日まで

【認定後の注意事項】

- 認定後に状況が変わった場合には「家庭状況変更届」と必要書類の提出が必要です。提出していないことが判明した場合、補助金の対象外となることがあります。
- 過去に認定を受けたことがある方で認可保育施設等の入園を辞退・申込みを取下げた方や入園申込みから6か月以上が経過されている場合は再度認定の申請が必要です。

7 よくある質問と回答

No.	質問	回答
1	仕事をしていますが、補助の対象になりますか？	保育認定がない方は対象とはなりません。また本補助金は不承諾通知に書かれた有効期間の利用が対象となります。利用月中に就労していたことを証明する書類を補助金申請時に提出していただきます。
2	保育の必要性とはなんですか？	家庭での保育ができないため、保育施設に児童を預ける必要があることをいいます。 この補助金では保護者が月12日48時間以上の就労また出産であることが必要です。
3	現在、育休中ですが補助の対象になりますか？	利用開始月の月末までに復職される場合は対象となります。保育園等の申込みをし、不承諾となっていることが必要です。
5	補助金の対象期間はいつまでですか。	基本的に保育園の入園申込月から6か月間となります。それ以上の期間をご利用いただく場合は保育園の入園申込みも再度していただくことが必要です。期間の終期については「入園不承諾通知書」でご確認ください。
	転職しましたが、連絡は必要ですか？	家庭状況等に変更が生じた場合は、すみやかに「家庭状況変更届」と添付書類の提出が必要です。

8 問合せ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子ども支援課 保育・幼稚園係
電話 042-497-2086（直通）

清瀬市トップページ
⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒「認可外保育施設等」



<https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyoiku/hoikusoyouchien/1011301/index.html>

令和8年5月発行